

手話通訳者・要約筆記者の派遣

病院で…
学校で…
手続きで…
など

相手の話が分からなくて
困ったことはありませんか？



聴覚障害者の聞こえをサポートするための制度です。

聴覚障害者が日常生活を営む上で意思疎通を図る時に、文字や手話による支援を行います。



手話通訳とは…

手話を言語とする人が聞える人とスムーズにコミュニケーションを取れるよう支援します。

要約筆記とは…

病気、事故等で聞えなくなった人で手話で十分なコミュニケーションができない人に、音声文字に要約して、情報を伝えます。

※手話通訳者、要約筆記者は有資格者となっています。

※詳しくはお気軽にお問い合わせください！！

紀の川市 保健福祉部 障害福祉課

FAX0736-79-3926 / TEL0736-77-2511 (代)

住所：〒649-6492 紀の川市西大井338番地